

府中町立府中小学校教職員不祥事防止委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 広島県教育委員会の不祥事根絶対策専門家会議の提言を受け、府中町立府中小学校教職員の不祥事防止の徹底を図るため、府中町立府中小学校教職員不祥事防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 府中小学校教職員（以下「教職員」という。）による不祥事の発生防止に係る調査、研究等に関すること。
- (2) 教職員に対する不祥事の発生防止策の周知、情報の提供、啓発等に関すること。
- (3) 教職員の不祥事防止に係る教育活動上の課題や目標等の周知、防止策の立案等に関すること。
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は校長を、副委員長は教頭をもって充てる。

3 委員は、主幹教諭、教務主任、保健主事、生徒指導主事、研究主任、総括学年主任、特別支援教育コーディネーター、事務主幹をもって構成する。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、原則月1回開催する。ただし、委員長が必要であると認めるとき、委員会を開催することができる。

2 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

3 委員は、事故等により出席できないときは代理の者を出席させることができる。

(意見等の聴取)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、関係職員及び関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(議決)

第7条 委員会において、議決を要する議事については、副委員長及び委員の出席者数の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。

(秘密の遵守)

第8条 委員長、副委員長及び委員は、委員会の会議等で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教頭が処理する。

(体罰・セクシュアル・ハラスメント相談窓口)

第10条 体罰・セクシュアル・ハラスメント相談窓口を校内に設置し、教職員及び児童に継続的な周知を図る。

2 体罰・セクシュアル・ハラスメント相談窓口は、常時開設するが、原則、毎月第3火曜日を「体罰・セクシュアル・ハラスメント相談日」とする。

3 体罰・セクシュアル・ハラスメント相談窓口の担当者は、校長が定めるものとする。その際、管理職を含む複数の教職員を指名するとともに、男性教職員及び女性職員で構成する。

4 当該相談窓口を担当する教職員は、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保持を徹底し、関係者が不利益な取扱いを受けないように留意する。

5 当該相談窓口に相談があった場合は、必ず校長に報告するとともに、校長は必要に応じ県教育委員会の教職員課に報告する。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 平成23年4月1日一部改正
- 3 平成24年4月1日一部改正
- 4 平成25年4月1日一部改正
- 5 平成27年4月1日一部改正
- 6 平成28年4月1日一部改正
- 7 平成30年4月1日一部改正